

香川県報



第 21 号

平成 18 年

3月17日(金曜日)

目次

告 示

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

○町及び字の区域に編入する旨の届出	（自治振興課）	一
●昭和四十五年香川県告示第千三百二二号（農地法第三条第二項第五項等の面積の指定）の一部改正（二件）	（農政課）	二
○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	三
○道路の供用開始	（道路保全課）	四
○道路法の規定による自動車専用道路の指定	（ ）	五
○昭和三十三年香川県告示第五百二十号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）の一部改正	（ ）	六
○昭和四十一年香川県告示第七百三十六号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）の一部改正	（ ）	七
○平成十六年香川県告示第百六十五号（車両制限令の規定に基づく道路の指定等）の一部改正（二件）	（ ）	八
○車両制限令の規定による道路の指定等（二件）	（ ）	九
○港湾法の規定による臨港地区の決定	（港湾課）	一〇
●平成十二年香川県告示第百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正（二件）	（都市計画課）	一一
●昭和五十四年香川県告示第百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正（二件）	（審査課）	一二
○土地改良事業の適否決定（二件）	（土地改良課）	一三

○県営土地改良事業の換地処分
公安委員会規則

（農村整備課）

●香川県警察組織規則の一部を改正する規則
公安委員会公告

○駐車監視員資格者講習の実施

選挙管理委員会告示

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の取消しの届出

告 示

●香川県告示第百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十八年三月十八日から編入する旨、東かがわ市長から届出があった。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
東かがわ市東山字東円坊	東かがわ市東山字森兼二八六の一部、二八七の一部、二九一の一部、二九一の二の一部、四八二の二の一部、四八三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに字東円坊一五〇五の二に隣接する字森兼の道路である市有地の一部
	東かがわ市東山字東円坊一五五〇の二、一五五一に

池田町	全域
内海町	全域

三〇アール

を「三〇アール

小豆島町 全域

に改める。

●香川県告示第百八十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、引田加入区について、平成十四年香川県告示第百六十号による保険に付すべき義務は、平成十八年三月十四日限り消滅したので告示する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十七日から同年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市塩江町安原上東字塩之江三八三番七地先から	一〇・八	三九	平成十六年香川県告示第八百二十四号で変更した区域
高松市塩江町安原上東字塩之江三九〇番一地先まで	一一・四		

四 供用開始の期日 平成十八年三月十七日

●香川県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、自動車専用道路を次のように指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年三月十七日から同年四月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

道種	路線名	指定区間	指定年月日
一般県道	大見吉津仁尾線 (二百二十号)	三豊市三野町下高瀬字長坂三二 五三番七地先から 三豊市三野町下高瀬字長坂三〇 四四番二地先まで	平成十八年三月十七日

●香川県告示第百八十八号

昭和三十三年香川県告示第五百二十号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表六十九の項中

田滝宮	綾川町滝宮	造田綾南	琴南町造田	綾上村	四		
	まんのう町造田						

に改める。

●香川県告示第百八十九号

昭和四十一年香川県告示第七百三十六号（道路法第七条の規定に基づく県道の路線認定）

の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。
平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表三の項中

大麻琴平十郷線

善通寺市大麻町
仲南町十郷

琴平町 六号

を
大麻琴平買田線

善通寺市大麻町
まんのう町買田

琴平町 六号

に改める。

●香川県告示第九十九号

平成十六年香川県告示第六十五号(車両制限令の規定に基づく道路の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一中

仲多度郡仲南町十郷買田五〇八番三地先から
観音寺市原町七五九番地先まで

を
仲多度
観音寺

郡まんのう町買田五〇八番三地先から
市原町七五九番地先まで

に、
丸亀市綾歌町岡田下五
仲多度郡満濃町長尾一

四五番四地先から
四七一番地先まで

を
丸亀市綾歌町岡田下五四五番四地先から
仲多度郡まんのう町長尾一四七一番地先

まで

に、
三豊市詫間町詫間六七八四番二地先から
仲多度郡仲南町佐文六八七番一地先まで

を
三豊市詫間町詫間六七八四番二地先から
仲多度郡まんのう町佐文六八七番一地先まで

に、

一般県道(百九十七号)
財田満濃線

仲多度郡満濃町真野三〇番五地先から
仲多度郡満濃町長尾一四七一番地先まで

を
一般県道(百九十七号)
財田まんのう線

仲多度郡まんのう町真野三〇番五地先から
仲多度郡まんのう町長尾一四七一番地先まで

に、
一般県道(二百号) 満濃
普通寺線

仲多度郡満濃町真野三〇番五地先から
仲多度郡満濃町神野四五番三地先まで

を
一般県道(二百号) まん
のう普通寺線

仲多度郡まんのう町真野三〇番五地
仲多度郡まんのう町神野四五番三地

先から
先まで
に改める。

●香川県告示第九十一号

平成十六年香川県告示第六十五号(車両制限令の規定に基づく道路の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一中

主要地方道(十三号)三
木綾南線
高松市香川町川東下三三四番四地先から
綾歌郡綾南町畑田二二六七番一地先まで

を
主要地方道（十三号）三 高松市香川町川東下三三四番四地先から
綾歌郡綾川町畑田二二六七番一地先まで
木綾川線

に、
一般県道（二百七十八号） 綾歌郡綾上山田下六四三番一
綾歌綾上綾南線
綾歌郡綾南町畑田二二六七番一

を
一般県道（二百七十八号） 綾歌郡綾川町山田下六
綾歌綾川線
綾歌郡綾川町畑田二二

四三番一地先から
六七番一地先まで
に改める。

●香川県告示第九十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、
通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路
を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月十七日から同年四月
七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般県道（二百二十号） 大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬三二五三番七地先から 三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで
一般県道（二百二十号） 大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬三二〇六番五地先から 三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで

二 指定する期日 平成十八年三月二十四日

●香川県告示第九十三号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通
行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、
同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一
メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十八年三月十七日から同年四月
七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般県道（二百二十号） 大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬三二五三番七地先から 三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで
一般県道（二百二十号） 大見吉津仁尾線	三豊市三野町下高瀬三二〇六番五地先から 三豊市三野町大見甲九二八番一地先まで

二 指定する期日 平成十八年三月二十四日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の
通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すお
それがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設
等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物
に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法〇・二

三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

●香川県告示第九十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、宮浦港の臨港地区を定めたので、同法同条第八項の規定により、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 臨港地区の区域

1 名称
宮浦港臨港地区

2 位置
香川郡直島町字宮ノ浦の一部

3 範囲
縦覧に供する図面表示のとおり

4 面積
約二・二ヘクタール

二 縦覧場所

香川県土木部港湾課

●香川県告示第九十五号

平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一(一)の表4の項中「仲多度郡仲南町大字十郷」を「仲多度郡まんのう町買田」に、「仲

多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町」に、「県道満濃普通寺線」を「県道まんのう普通寺線」に改め、同表7の項中「仲多度郡仲南町大字十郷」を「仲多度郡まんのう町買田」に改め、同表9の項中「仲多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町長尾」に、「県道財田満濃線」を「県道財田まんのう線」に改め、同表32の項中「県道財田満濃線」を「県道財田まんのう線」に、「仲多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町真野」に、「県道満濃普通寺線」を「県道まんのう普通寺線」に、「同町」を「同町長尾」に改め、同表33の項中「県道満濃普通寺線」を「県道まんのう普通寺線」に、「仲多度郡満濃町」を「仲多度郡まんのう町」に、「同町」を「同町四條」に改め、同表34の項指定区間の欄中「仲多度郡琴平町」の下に「大字榎井」を、「同町」の下に「川西」を加え、同項中「県道大麻琴平十郷線」を「県道大麻琴平買田線」に改め、同表35の項中「県道大麻琴平十郷線」を「県道大麻琴平買田線」に、「普通寺市大麻町」を「普通寺市大麻町字馬場下」に、「仲多度郡仲南町」を「仲多度郡まんのう町買田」に改める。

●香川県告示第九十六号

平成十二年香川県告示第三百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一(一)の表4の項中「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に改め、同表8の項指定区間の欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町大字安田」に改め、同項市街地区間の欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に、「小豆郡池田町」を「小豆郡小豆島町」に改め、同表17の項中「県道土庄内海線」を「県道土庄福田線」に改め、同表17の2の項中「県道土庄内海線」を「県道土庄福田線」に、「同郡内海町」を「同郡小豆島町」に改め、同表18の項指定区間の欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町大字坂手」に、「同町」を「同町大字安田」に改め、同項市街地区間の欄中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に改め、同表19の項中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に、「同町」を「同町大字草壁本町」に改め、同表37の項中「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に、「綾南町立綾南図書館」を「綾川町立綾川図書館」に改め、同表53の項中「綾南町道」を「綾川町道」に、「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町滝宮」に、「同町」を「同町小野」に改める。

一(二)の表5の項中「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に改める。
 三の表2の項中「県道土庄内海線」を「県道土庄福田線」に、「同郡内海町」を「同郡小豆島町」に改め、同表3の項中「小豆郡内海町」を「小豆郡小豆島町」に、「同町」を「同町大字草壁本町」に改める。

●香川県告示第九十七号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表、
 - 二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表及び同表備考
- 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表中「琴南町」、「満濃町」及び「仲南町」を「まんのう町」に改める。

●香川県告示第九十八号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年三月二十一日から施行する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表、
 - 二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表及び同表備考
- 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表並びに三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称及び店舗の名称及び位置の表中「内海町」及び「池田町」を「小豆島町」に、「綾上町」及び「綾南町」を「綾川町」に改める。

公 告

●香川県公告第五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業北辺東地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業川窪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業桑崎池地区	〃

●香川県公告第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香南町土地改良区が土地改良事業（元気な地域づくり交付金吉光地区）を行うことについて平成十八年三月八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十八年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十八年三月八日県営中山間地域総合整備事業白鳥南地区（東山工区）の換地処分をした。

平成十八年三月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公安委員会規則

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月十七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第三号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成十二年香川県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 人事課に、留置管理室を置く。

第九条第一項中第十号及び第十一号を削り、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 個人情報の保護に関すること。

第九条第一項中第八号を第十号とし、同項第七号中「保管」を「保存」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

七 官報及び県報への掲載に関すること。

八 庁内報の発行に関すること。

第九条第二項中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第三項中「第一項第十二号及び第十三号」を「第一項第十三号及び第十四号」に改める。

第十条第十一号中「及び」を「並びに」に、「護送その他の被留置者の取扱い」を「処遇及び護送」に改め、同条に次の一項を加える。

2 留置管理室においては、前項第十一号に掲げる事務をつかさどる。

第十八条第八号を次のように改める。

八 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）

第十八条中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。

十 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。

第二十五条第一項第五号中「自動車の使用制限」を「車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限」に改める。

第三十七条第一項中「第一節」を「第三条から第七条まで」に改め、「これと同等の職にある」を削り、同条第二項中「生活安全企画課」を削り、「交通安全課」の下に、「運転免許課」を加える。

第三十九条を削り、第三十九条の二を第三十九条とする。

第三十九条の三を削る。

第四十七条の表香川県小豆警察署の項中「小豆郡内海町苗羽甲千三百五十一番地一」を「小豆郡小豆島町苗羽甲千三百五十一番地一」に改め、同表香川県綾南警察署の項中「香川県綾南警察署」を「香川県高松西警察署」に、「綾歌郡綾南町大字滝宮千三百三十二番地一」を「綾歌郡綾川町滝宮千三百三十二番地一」に改める。

第四十九条第一項中「（香川県綾南警察署、香川県琴平警察署及び香川県高瀬警察署を除く。）」を削る。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四十七条の表の改正規定（「香川県綾南警察署」を「香川県高松西警察署」に改める部分を除く。）は、同年三月二十一日から施行する。

公安委員会公告

●香川県公安委員会公告第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十八年三月十七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

期 日	平成十八年四月十八日（火曜日）、同月十九日（水曜日）及び同月二十六日（水曜日）
場 所	高松市番町一丁目一〇番三五号 香川県社会福祉総合センター

二 受講定員及び修了考査

受 講 定 員	六十名
修 了 考 査	筆記の方法で、正誤式問題五十問により行う。

三 受講手続

受講の申込期間	平成十八年三月十七日（金曜日）から同年四月十七日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに同年三月二十一日（火曜日）を除く。）。ただし、申込人員が受講定員になり次第申込みの受付を締め切るものとする。
受講の申込方法	受講の申込みは、香川県警察本部交通部交通指導課（高松市番町四丁目一番一〇号香川県警察本部）に、駐車監視員資格者講習受講申込書（写真（受講の申込みの前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載したもの）をはり付けたもの）一通を直接提出して行うこと。
手数料の納入時期及び納入方法	講習手数料（二万九千円）は、平成十八年四月十八日の講習初日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。
携 帯 品	駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

四 その他詳細については、香川県警察本部交通部交通指導課駐車対策担当（電話〇八七八三三—〇一一〇）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

- 五十分の一の数 一六、七一九人
- 三分の一の数 二〇五、九九〇人
- 県議会議員各選挙区における三分の一の数
- 高松市選挙区 一一四、六六二人
- 丸亀市選挙区 二九、七三二人
- 坂出市選挙区 二〇、五八〇人
- 普通寺市選挙区 九、五一六人
- 観音寺市選挙区 一七、九五四人
- さぬき市選挙区 一五、三七二人
- 東かがわ市選挙区 一〇、四三五人
- 三豊市選挙区 二〇、〇七五人
- 小豆郡選挙区 九、六四三人
- 木田郡選挙区 八、〇二一人
- 綾歌郡選挙区 七、二二六人
- 仲多度郡第一選挙区 八、八七八人
- 仲多度郡第二選挙区 六、五六七人

●香川県選挙管理委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
中江正後援会	藤尾 琢磨	中井 勝義	小豆郡池田町蒲生甲一三三
久元豊後援会	高木 正行	杉上 一郎	仲多度郡満濃町大字吉野下六〇四
森くにひろ後援会	森 一弘	森 順義	小豆郡内海町田浦甲六五四 一八
安井信之後援会	安井 敏子	安井 圭代	小豆郡池田町大字池田一四 二三一七

●香川県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
香川良平後援会	代表者の氏名	町川 清	三宅 廣
日本皇民党同志會	主たる事務所の所在地	善通寺市善通寺町一〇五九一	善通寺市善通寺町一一四
森口久士後援会	主たる事務所の所在地	小豆郡池田町大字蒲野一八三三一	小豆郡池田町大字蒲野七九六

●香川県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	須佐美 衛	田中 隆
石塚祐子後援会	山本 一郎	須佐美 衛	
たなか祥三後援会			
中野都子を励ます会			
木村真由美を励ます会			
長谷川貞雄を励ます会			
船川ひとし後援会			

●香川県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年三月十七日

香川県選挙管理委員会委員長

竹 崎 克 彦

資金管理団体の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	取消しの届出のあった資金管理団体の名称

木村真由美	庵治町議会議員	木村真由美を励ます会
中野都子	牟礼町議会議員	中野都子を励ます会
長谷川貞雄	豊中町議会議員	長谷川貞雄を励ます会

平成十八年三月十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています